

管理 No.	g005
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:子ども未来部 保育所・幼稚園課
(給付保育料係 /内線:3744)

根拠区分	法律 一条例	
処分の名称	費用の徴収及び負担	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成 27 年条例第 8 号)
	根拠規定条項	法附則第6条、条例第4条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成 27 年条例第 8 号) 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則(平成 27 年規則第 11 号)
	基準規定条項	条例第3条、規則全条
	処分基準	<p>・奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則 (利用者負担額)</p> <p>第3条 法第 27 条第3項第2号、第 28 条第2項各号、第 29 条第3項第2号及び第 30 条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。</p> <p>条例第3条により、利用者負担額については規則により定められている。規則においては、教育・保育区分、保育必要量、子どもの年齢、子どもの属する世帯の市民税所得割額等に基づき、利用者負担額を定める。</p>
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	適用除外(納付すべき金額の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じる不利益処分であるため)	
本票の作成日	平成 29 年 2 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	